

第4次 株洲市地域福祉活動計画

ええあい みんなで取り組む 地域福祉



令和5年3月

社会福祉法人 珠洲市社会福祉協議会

はじめに

珠洲市社会福祉協議会では、『誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり』を基本理念に、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる、福祉のまちづくりに取り組んでいます。

このたび、更なる地域福祉推進のため、令和5年度から5ヶ年間を計画期間とした第4次珠洲市地域福祉活動計画を策定いたしました。

近年、高齢者や障がい者、子育て家庭や生活に困っている家庭の支援の必要性はますます高まってきております。

誰もが安心して生き生きと暮らせる地域にするために、助け合いの創出、担い手づくりを進めるには、どのような取り組みが必要かなど、地域福祉を取り巻く現状と課題や、地区座談会での意見などを踏まえ、地域共生社会の実現に向けて活動計画として取りまとめたところであります。

この活動計画をもとに、住民のみなさまをはじめ、関係機関・団体等と協働して、これまで以上に取り組みを推進してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました第4次珠洲市地域福祉活動計画策定委員会のみなさま、地区座談会の開催にご協力をいただきました地区社協のみなさまをはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました多くの方々に心から厚くお礼申し上げます。



令和5年3月

珠洲市社会福祉協議会長 表 啓一

目 次

第1章 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1. 珠洲市社会福祉協議会の位置づけと役割	
2. 地区社会福祉協議会の位置づけと役割	
3. 計画の趣旨	
4. 地域福祉活動計画とは	
5. 計画の位置づけ	
6. 計画の期間	
7. 計画の策定過程	
第2章 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・	4
1. 計画の基本理念	
2. 計画の基本目標	
3. 計画の体系図	
第3章 目標達成のための取り組み・・・・・・・・	6
基本目標 1 みんなでつくる支えあいのまちづくり	
基本目標 2 安心して暮らせるしくみづくり	
基本目標 3 ふれあいの場づくり	
参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・	17
1. 珠洲市の現状	
2. 住民の声（10地区住民座談会での主な意見）	
3. アンケート調査結果	
4. 珠洲市地域福祉活動計画要綱	
5. 珠洲市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	
6. 珠洲市地域福祉活動計画策定委員名簿	
7. 計画策定の経過	
8. 用語集	

第1章 計画の策定にあたって

1 珠洲市社会福祉協議会の位置づけと役割

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない公共性と自主性を有する民間組織で、全国、都道府県、市町村単位に一つずつ設置されています。社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められています。

珠洲市社会福祉協議会（以下、「市社協」という）は、地域共生社会の実現に向けて、地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という）やボランティア、各種関係施設・機関と連携した地域福祉活動の推進や各種相談事業、高齢者や障がいのある人、子育て世帯などの支援を目的とした各種福祉サービスなど、様々な社会福祉事業を展開しています。また、地域福祉の推進役としてその中核的な役割を果たすため、地域住民や社会福祉関係者の参加・協力を得て、『安心して暮らせる福祉のまちづくり』の実現に向け、「地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉を推進するしくみをつくる役割を担っています。

2 地区社会福祉協議会の位置づけと役割

地区社協は、地域の住民同士が、自分たちが住んでいる地域の生活・福祉課題や困りごとを自分たち自身の問題として受け止め、できるだけ地域にあった方法で、地域の方一人ひとりが協力し合い、関係機関や専門機関等と連携・協働しながら、『誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり』の実現を目指すための地元住民主体の活動組織団体です。

3 計画の趣旨

珠洲市の人口は、住民基本台帳によれば令和4年4月1日現在13,169人、65歳以上人口が総人口に占める割合（高齢化率）は51.3%で、一人暮らし高齢者や高齢者世帯が増加してきています。特徴として、少子高齢化や核家族化、家族や地域のつながりの変化など、身近な生活環境課題を公的制度だけでの対応では難しい状況となっております。

市社協では、平成30年3月に「第3次珠洲市地域福祉活動計画（以下、「第3次計画」という）」を策定し、『支えあい みんなで取り組む 地域福祉』を基本理念として、地域での支えあいの関係の中で、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて取り組みを進めてきました。しかしこの間、高齢者や障がい者、子育て家庭や生活に困っている家庭の支援の必要性はますます高まってきており、第3次計画で残された課題もあります。

また、誰もが安心して生き生きと暮らせる地域にするために、助けあいの創出、担い手づくりを進めるための具体的な活動の取り組みをもとに、地域福祉をさらに発展的に推進し、かつ新た

な課題への対応を図っていくために、地域福祉を取り巻く現状と課題や、地区住民座談会での意見などを踏まえて、新たに「第4次株洲市地域福祉活動計画（以下「本計画」という）」を策定することとしました。

4 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が呼びかけて、地域住民を主体とし、福祉活動を行う関係者や各種ボランティア、NPO、保健・医療・福祉の専門機関などが相互に協力・連携し、地域が抱える生活課題や福祉課題の解決を目指す、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

5 計画の位置づけ

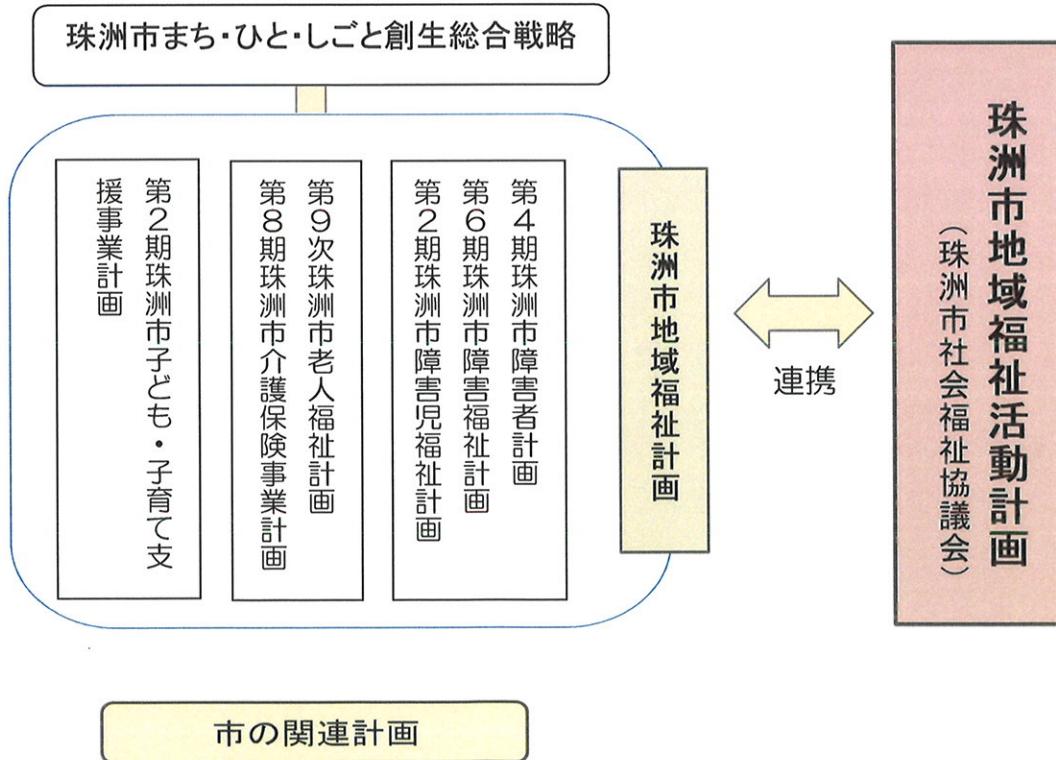
本計画は、株洲市が令和4年3月に策定した「第3次株洲市地域福祉計画」を基本として策定します。

行政計画である「株洲市地域福祉計画」は、地域福祉を推進するための施策展開の基本となるもので、他の福祉分野の計画と整合性を図りながら策定されています。

一方「株洲市地域福祉活動計画」は、地域住民や各種団体との連携・協力により策定する民間の活動・行動計画です。

この2つの計画は、ともに地域福祉の推進を目指すものであり、また地域住民等の参加を得て策定するものであることから、お互いに補完・補強しあう関係にあり、住民の立場、民間の立場でどこまで役割を担えるかを明確にし、地域福祉活動推進の実効性を高めるものです。

【株洲市地域福祉活動計画の位置づけ】



6 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。ただし、期間の途中であっても、計画の進捗状況などに応じて地域福祉活動計画推進委員会で必要な見直しを行っていくものとします。

7 計画の策定過程

計画の策定にあたっては、地域住民のニーズを把握し、それらを計画に反映させる必要があります。そのため、珠洲市内全10地区において「地区住民座談会」を開催し、それぞれの地域の現状について、参加いただいた住民の方々とともに共有しました。また、災害時避難行動等に係るアンケート調査などの結果も踏まえて策定しました。

計画策定のための組織として、住民の代表や区長会、福祉関係団体の代表などから構成される、「第4次珠洲市地域福祉活動計画策定委員会」を組織し、計画の策定に関する審議を行いました。



第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画では、珠洲市が目指す地域福祉の方向性を踏まえ、次の基本理念を掲げます。

支えあい みんなで取り組む 地域福祉

2 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するために、以下のとおり基本目標を設定します。



基本目標1 みんなでつくる支えあいのまちづくり

地域福祉を推進するためには、住民一人ひとりが自分たちの地域に関心を持ち、ともに支えあうという意識を高めることが大切です。

日頃の近所付きあいや地域活動への積極的な参加により、地域の情報共有や「近助」「互助」のしくみづくり、関係機関の連携強化を図ります。



基本目標2 安心して暮らせるしくみづくり

地域において様々な生活課題や福祉ニーズを抱えている人に、必要な時に適切なサービスが提供されることが重要ですが、「どこに相談に行けば良いか分からず」「手続きの仕方が分かりにくい」といった声が聞かれます。

また、公的な制度だけでは解決が難しい課題や「制度の狭間」の問題への対応など、どのようにキャッチして、その情報をどうつなげていくか、住民と各専門機関、関係機関などが一体となって、協働して取り組むしくみづくりを推進します。



基本目標3 ふれあいの場づくり

住民同士が、ともに支えあう地域福祉を推進するためには、気軽に集えるふれあいの場の整備が必要です。

地域の住民同士が日常的に交流できる環境づくりを推進します。

3 計画の体系図

基本理念

基本目標

取り組みの方向

具体的取り組み

支えあい
みんなで取り組む
地域福祉

1 みんなでつくる
支えあいのまち
づくり

(1) 住民参加でと
もに支えあう
まちづくり

- ①地域住民主体の地区社会福祉協議会活動の促進
- ②見守りネットワーク事業の推進
- ③見守り・支えあいマップの作成
- ④地域福祉活動をすすめるためのリーダーの育成
- ⑤情報提供体制のネットワーク整備

(2) ボランティア
の育成と活動
支援

- ①ボランティア情報の発信
- ②ボランティアの把握、支援
- ③ボランティア養成講座の開催
- ④災害ボランティアセミナーの開催
- ⑤思いやりの心を育む福祉教育の推進

2 安心して暮らせ
るしくみづくり

(1) 相談業務の充
実と情報提供

- ①身近な相談窓口の周知・拡充
- ②専門的な相談への対応・紹介

(2) 福祉サービス
の適切な利用
の支援

- ①生活福祉資金貸付事業
- ②福祉サービス利用支援事業
- ③配食サービス事業
- ④介護保険サービス等の拡充と適切な提供

(3) 地域生活を支
援するしくみ
づくり

- ①日常生活でのちょっとした困りごとのお手伝い
- ②高齢者などの日常生活充実のための買い物・外出支援
- ③地域見守りネットワークを活用した安否確認

3 ふれあいの場
づくり

(1) 多様な地域交
流の促進

- ①サロン・集いの場づくり
- ②世代間交流などの促進

第3章 目標達成のための取り組み

◆ 「実施主体」について

実施主体の定義について、本計画では「住民」を地域住民、区長、町会長、民生委員・児童委員、地域福祉推進員、ボランティアなど、「事業者」を社会福祉法人、NPO 法人、一般企業など、「社協」を社会福祉協議会、「市」を行政一般と位置づけます。また、概ねの目安として、取り組みの主体となる者を「◎」実施主体と協力して取り組みを推進する者を「○」としています。



基本目標 1 みんなでつくる支えあいのまちづくり

具体的な取り組み

(1) 住民参加でともに支えあうまちづくり

地域福祉を推進するためには、住民一人ひとりが自分の地域に関心を持ち、ともに支えあうという意識を持つことが大切です。しかしながら、少子高齢化や核家族化、価値観の多様化などにより、地域の連帯感や家族の絆が希薄化しつつあるのが現状です。

日頃の近所付きあいや地域活動への積極的な参加により、地域の情報共有や「近助」「互助」のしくみづくり、関係機関との連携を図り、住民参加でともに支えあうまちづくりを推進します。

事業名等		内 容						
①地域住民主体の地区社会福祉協議会（地区社協）活動の促進		住民のニーズ及び地域の課題が把握され、地域の実情に応じたきめ細かい福祉活動やより身近なところでの支えあい・助けあい活動を推進するために、地区社協を中心として、区長会、民生委員・児童委員、地域の各種団体のネットワークにより、地域の中で課題解決ができるしくみづくりに努めます。						
目標		実施主体						
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	住民	市	社協	事業者
継続				→	◎	○	◎	◎

事業名等		内 容						
②見守りネットワーク事業の推進		地区社協や各関係機関との連携を図り、地域の見守りが必要な認知症の人、高齢者や障がいのある人など、支援が必要な人に対する地域でのきめ細やかな見守り・声かけ活動や災害時等の安否確認等を行い、孤立化を予防するとともに、ニーズを早期発見することで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。						
目 標					実施主体			
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	住民	市	社協	事業者
継続				→	◎	○	◎	◎

事業名等		内 容						
③見守り・支えあいマップの作成		見守り・支えあいマップの定期的更新により、日頃から、一人暮らし高齢者や障がい者など要援護者の情報を適切に把握し、地区社協関係者、民生委員児童委員などの関係機関との間で情報を共有し、防犯・防災意識の高揚、地域の連携・強化を図ります。また、日頃の地域住民の支えあい、助けあいの関係を把握し、災害時等の見守り活動を推進します。						
目 標					実施主体			
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	住民	市	社協	事業者
継続				→	◎	○	◎	◎
7地区	8地区	9地区	10 地区					



【見守りマップ作成】

事業名等		内 容						
④地域福祉活動をすすめるためのリーダーの育成		研修会や交流会を開催し、自分たちの地域課題に対して、お互いに協力して自主的に活動をすすめることができる地域のリーダー的役割を果たす人材の育成に努めます。						
目 標					実施主体			
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	住民	市	社協	事業者
継続					◎	○	◎	◎



【地区社協研修会】

事業名等		内 容						
⑤情報提供体制のネットワーク整備		多様な媒体を活用し、福祉情報の提供を目的として、分かりやすい広報・啓発活動に努めるとともに、そのフィードバックを活動、組織、その他の改善に役立てます。 また、サロンや老人会、町内会など多様な組織のそれぞれの活動拠点での情報提供に努めます。						
目 標					実施主体			
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	住民	市	社協	事業者
継続					○	○	◎	○

(2) ボランティアの育成と活動支援

地域での支えあい、助けあいの力を高めていくためには、地域や福祉の活動に主体的に参加・参画する地域住民を拡大していくことが必要であり、住民意識の啓発や地域住民が身近な地域活動に目を向け、関心を持ち、さらには活動への参加を促すための多様な機会や学習などの場づくりの必要があります。

また、地区社協及び各種団体や福祉関係者などの広範な連携により、若年層や勤労者などを含めた幅広い人材の育成・支援が求められます。

事業名等		内 容							
① ボランティア情報の発信		住民が地域への関心を高め、地域での活動やボランティア活動を促進するためには、世代や状況に合わせた理解しやすい情報提供の手段や媒体の工夫が求められています。ボランティア活動に関する活動紹介を広報紙やホームページ、SNS 等を活用して情報の発信に努めます。							
目 標		実施主体							
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	住民	市	社協	事業者	
継続				→	○	○	◎	○	

事業名等		内 容							
② ボランティアの把握、支援		地域のサロンや各種行事で自分の特技や経験を活かし、ボランティア活動に関する相談、地域住民の活動・参加の推進を目的とした支援に努めます。							
目 標		実施主体							
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	住民	市	社協	事業者	
継続				→	○	○	◎	○	

事業名等		内 容							
③ボランティア養成講座の開催		様々なニーズに応じて、地域で主体となり活動できるボランティアの養成を目的とした各種講座を開催し、講座参加者が具体的なボランティア活動につながるよう支援します。							
目 標		実施主体							
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	住民	市	社協	事業者	
継続				→	◎	○	◎	○	



【ボランティア養成講座】

事業名等		内 容						
④災害ボランティアセミナーの開催		<p>大きな災害が発生した直後は、行政による支援が困難な場合があります。いざという時に頼りになるのは、隣近所や地域の方々をはじめとした住民同士の助けあいです。</p> <p>災害時における住民同士の助けあいやボランティア活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、「災害ボランティアセミナー」などの講座や活動を通じて、災害ボランティアに関する意識啓発やボランティアの育成に努めます。また、災害が発生した際の避難や安否確認のため、平常時から住民同士の防災への意識向上を図ります。</p>						
目 標		実施主体						
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	住民	市	社協	事業者
継続				→	◎	○	◎	○

事業名等		内 容						
⑤思いやりの心を育む福祉教育の推進		<p>小学校・中学校・高校のボランティア協力校と連携し、児童・生徒に、車いす体験や高齢者疑似体験などの福祉体験を通して「ふくし」を感じができるよう、福祉を学ぶ機会をつくります。また、地域では、青年福祉員等の活動を通して児童の健全育成を図り、学校と地域のつながりによる福祉教育や、地域住民を対象とした「出前講座」や広報などにより、福祉活動の意義や重要性の周知、意識啓発など、福祉教育を推進します。</p>						
目 標		実施主体						
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	住民	市	社協	事業者
継続				→	◎	○	◎	○



【福祉体験学習】



【災害ボランティア講座】



基本目標 2 安心して暮らせるしくみづくり

具体的な取り組み

(1) 相談業務の充実と情報提供

地域において様々な生活課題や福祉ニーズを抱えている方に、必要な時に適切なサービスが提供されることが重要ですが、「どこに相談に行けば良いか分からぬ」「手続きの仕方が分かりにくい」といった声が聞かれます。

また、公的な制度だけでは解決が難しい課題や「制度の狭間」の問題への対応など、適切かつ迅速に関係機関につなげていけるよう、住民と各専門機関、関係機関との連携を図ります。

事業名等		内 容							
①身近な相談窓口の周知・拡充		住み慣れた地域で安心して生活できるように、誰もが気軽に立ち寄ることができる相談窓口の周知に努めます。また、民生委員児童委員、地域福祉推進員など、地域の相談支援者の拡充を図るとともに、互いに連携が図れるようなしくみづくりに努めます。							
目 標		実施主体							
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	住民	市	社協	事業者	
継続				→	◎	◎	◎	○	

事業名等		内 容							
②専門的な相談への対応・紹介		法律相談や資金貸付、福祉サービス利用支援、介護相談などの専門的な相談について迅速な対応・紹介に努めます。							
目 標		実施主体							
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	住民	市	社協	事業者	
継続				→	○	○	◎	○	

(2) 福祉サービスの適切な利用の支援

サービスを利用したい人が適切なサービスを受けることができるよう、必要な支援を行うとともに、サービスを必要とする人を早期に発見するしくみづくりをすすめます。

事業名等		内 容						
①生活福祉資金貸付事業		低所得世帯などに対して、その経済的自立と生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、安定した生活を確保するため、必要に応じて資金の貸し付けを行います。						
目標		実施主体						
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	住民	市	社協	事業者
継続				→	○	○	◎	○

事業名等		内 容						
②福祉サービス利用支援事業		認知症や知的、精神に障がいのある人が地域で生活していくために、金銭管理、重要な書類の保管、各種手続き、福祉サービスの利用のお手伝いをします。						
目標		実施主体						
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	住民	市	社協	事業者
継続				→	○	○	◎	○

事業名等		内 容						
③配食サービス事業		一人暮らし高齢者等に栄養バランスを考えた食事を届けて、訪問の際に様子を確認したり話を聴いたりして見守り、安否確認を行うとともに、把握した生活課題から地域の見守りネットワークへの結びつけなど孤独・孤立の予防に努めます。						
目標		実施主体						
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	住民	市	社協	事業者
継続				→	◎	○	◎	◎

事業名等	内 容							
④介護保険サービス等の拡充 と適切な提供	<p>適切なサービスの提供により在宅生活を支援するとともに、公的サービスでは解決できない生活課題を発見した場合、地域組織や関係機関と連携し、安心して地域生活が継続できる支援方法を検討します。</p> <p>また、苦情・事故対策（危機管理）を充実させ、利用者の安全・安心に努めるとともに、スキルアップを目指し、職員研修等の充実強化、質の高いサービス提供に努めます。</p>							
目標		実施主体						
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	住民	市	社協	事業者
継続				→	○	○	◎	◎

(3) 地域生活を支援するしくみづくり

一人暮らし世帯や高齢者世帯などの日常生活の充実と定期的な安否確認により、地域生活を支援します。

事業名等		内 容						
目標		実施主体						
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	住民	市	社協	事業者
①日常生活でのちょっとした困りごとのお手伝い				→	◎	◎	◎	○

事業名等		内 容						
目標		実施主体						
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	住民	市	社協	事業者
②高齢者などの日常生活充実のための買い物・外出支援				→	◎	○	◎	○

事業名等		内 容						
目標		実施主体						
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	住民	市	社協	事業者
③地域見守りネットワークを活用した安否確認				→	○	○	◎	◎



基本目標 3 ふれあいの場づくり

具体的な取り組み

(1) 多様な地域交流の促進

地域での様々な交流や助け合いの活動に参加することは、自分自身の健康づくりや仲間づくりに役立ちます。また、活動の中で自分のできる範囲で役割をもつことは、生活のハリや生きがいをもたらします。

老若男女、障がいの有無にかかわらず、地域の住民同士が日常的に交流できる様々な機会を増やしていくことにより、互いに支えあい、助けあう環境づくりをすすめます。

事業名等	内 容							
目標	実施主体							
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	住民	市	社協	事業者
① サロン・集いの場づくり				→	◎	○	◎	○



【オレンジカフェ】

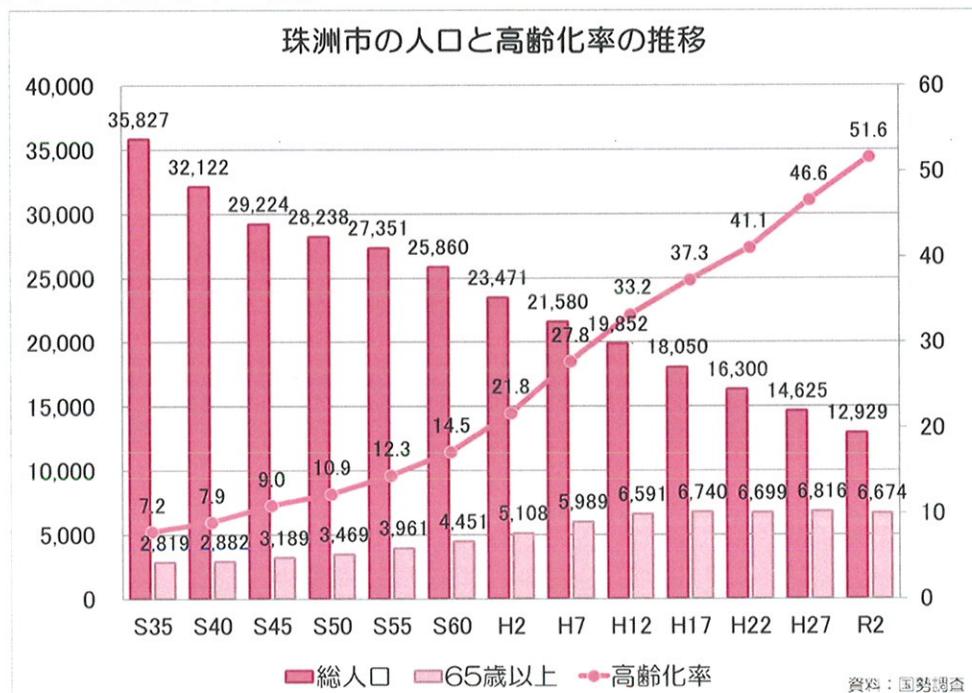
事業名等	内 容							
②世代間交流などの促進	<p>地域でお互いに顔が分かり、温かいふれあいのもとで安心して暮らしていく様子。子どもから高齢者まで様々な場面での交流の促進に努めます。</p> <p>また、世代や障がいの有無を超えて相互理解が深められるよう、人々の日常的な交流機会の拡大に努めます。</p>							
目標		実施主体						
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	住民	市	社協	事業者
継続				→	○	○	◎	○

参考資料

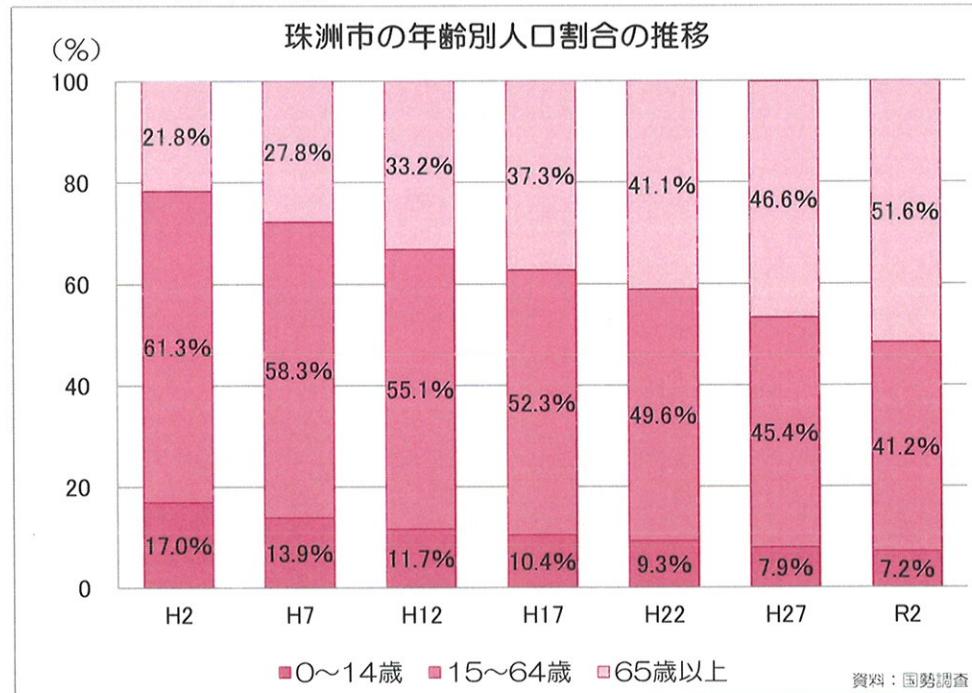
1. 珠洲市の現状

(1) 珠洲市の人口・世帯の状況

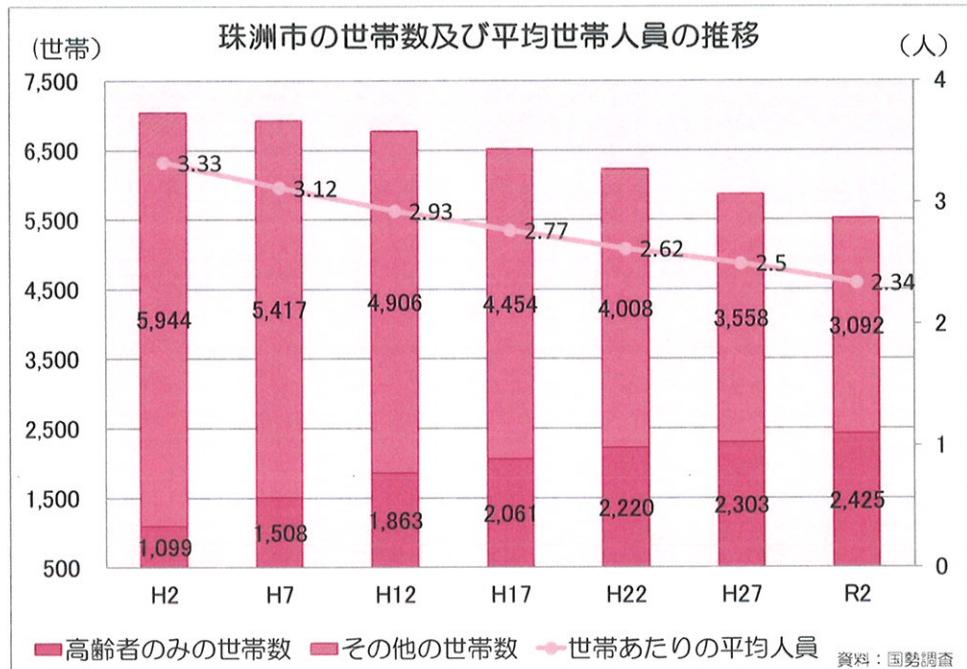
①人口と高齢化率の推移



②年齢別人口割合の推移

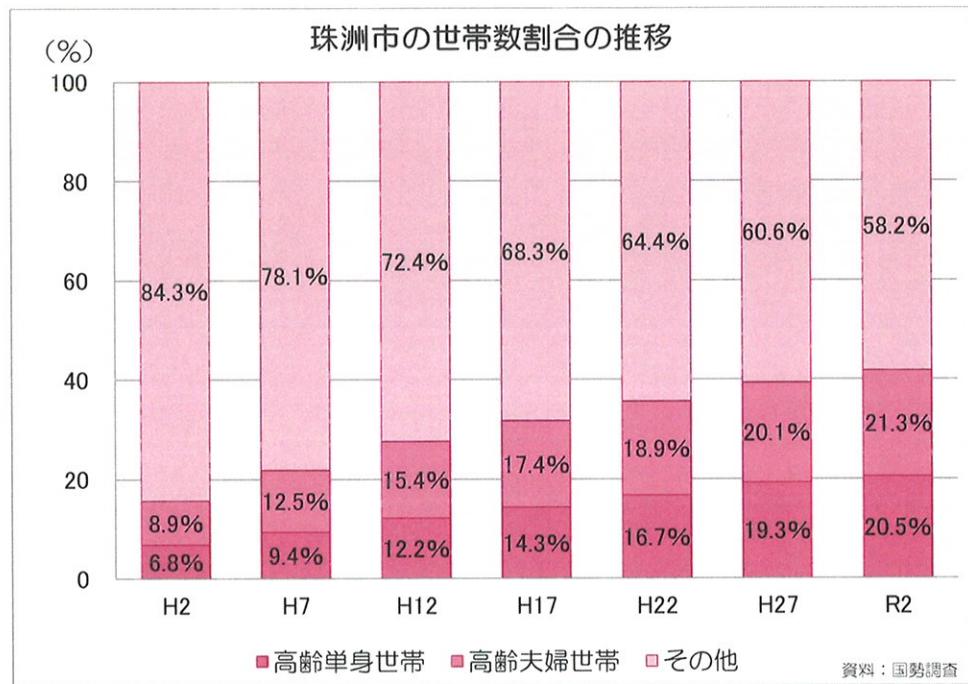


③世帯数及び平均世帯人員の推移



※高齢者のみの世帯：65歳以上のみで構成される世帯（施設等含む）

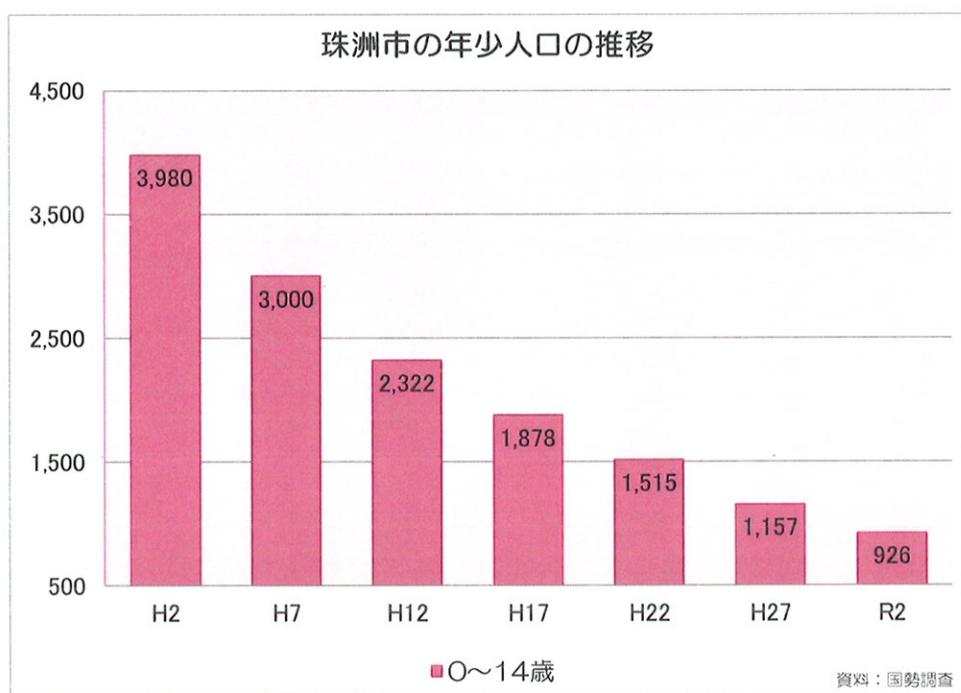
(2) 65歳以上世帯員がいる世帯の状況



※高齢単身世帯：65歳以上の一人暮らし高齢者の世帯

高齢夫婦世帯：夫婦のみの世帯で、夫65歳以上と妻60歳以上

(3) 子どもの人口の推移



2. 住民の声（10地区座談会での主な意見）

宝立地区座談会

令和4年10月～11月の期間中に、市内10地区的社会福祉協議会で座談会を開催しました。

令和3年度に実施した座談会の回答を基に、地区社協で今後取り組んで行きたい事（継続していく事）を挙げていただきました。

日 時：令和4年11月18日（金）

午後6時00分～午後7時00分

場 所：宝立公民館 和室

参加者：地区社協会員13名 市社協役職員5名

テーマ	地区社協でできること（やっていきたいこと）	
	票数	内容
①声かけ・見守り		
	3	・高齢者等宅へ緊急時安心カードの配布
	2	・独居老人宅への定期訪問
	2	・高齢者等宅へのおはぎ、ティッシュ配り
	2	・子ども会、敬老会、伝統継承教室の開催
	1	・見守りマップの作成
	1	・通学路の見守り
	1	・夜光ベルト（タスキ等）の配布
②玄関前の除雪		
	票数	内容
	2	・空家や独居老人宅前を除雪する
	1	・通学路の除雪
③災害時の避難		
	票数	内容
	2	・地区社協として防災用品や非常食を購入する。
	1	・防災訓練への参加
	1	・避難所での活動支援
	1	・避難時の声かけの決め事（誰に～）
	1	・見守りマップの活用（避難経路等）
	1	・高齢者宅の防災点検
	1	・個人情報保護法の確認



上戸地区座談会

日 時：令和4年10月19日（水）

午後6時30分～午後7時30分

場 所：上戸公民館 和室

参加者：地区社協会員15名 市社協役職員5名

テーマ	地区社協でできること（やっていきたいこと）	
	票数	内容
①声かけ・見守り	票数 9 3 2 1 1 1 1	<ul style="list-style-type: none"> ・独居老人宅への定期訪問（新聞・電気の確認） ・子ども会活動（わんぱく & 敬老の日 & ゴミ出し） ・高齢者等宅へ緊急時安心カードの配布 ・見守りマップの作成＆活用 ・通学路の見守り ・交通安全教室の開催 ・おはぎ配りに子ども達の手紙や絵を添える
②玄関前の除雪	票数 3 2 2 1 1	<ul style="list-style-type: none"> ・空家や独居老人宅前を除雪する ・除雪機の共同購入、活用 ・ちょっとこり助け隊の活用 ・行政の除雪機を地区で借りる ・ごみステーション等の除雪
③災害時の避難	票数 4 2 1 1 1	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りマップの活用 ・自主防災組織との連携 ・避難時の声かけの決め事（誰に～） ・避難場所への誘導 ・防災訓練への参加



飯田地区座談会

日 時：令和4年11月24日（木）

午後7時00分～午後7時55分

場 所：飯田公民館 講堂

参加者：地区社協会員15名 市社協役職員5名

テーマ	地区社協でできること（やっていきたいこと）	
	票数	内容
①声かけ・見守り		<ul style="list-style-type: none"> 4 独居老人宅への定期訪問 4 高齢者等宅へのおはぎ、シクラメン配り 3 見守りマップの作成 3 子ども会、敬老会、伝統継承教室の開催 2 通学路の見守り 1 交通安全教室の開催
②玄関前の除雪		<ul style="list-style-type: none"> 4 ごみステーション等の除雪 2 通学路の除雪 2 除雪機の共同購入(宝くじ申請) 1 草刈り機の共同購入 1 空家や独居老人宅前を除雪する 1 降雪時のゴミ出し手伝い
③災害時の避難		<ul style="list-style-type: none"> 3 避難所での活動支援 3 防災訓練への参加 2 避難場所への誘導 1 高齢者等宅へ緊急時安心カードの活用 1 見守りマップの活用(誰が避難させるか) 1 地震対策として高齢者宅の家具を固定 1 地震発生時の独居高齢者宅への訪問 1 独居高齢者の緊急連絡先の確認



直地区座談会

日 時：令和4年11月25日（金）

午後6時00分～午後6時55分

場 所：直公民館 和室

参加者：地区社協会員14名 市社協役職員5名

テーマ	地区社協でできること（やっていきたいこと）	
	票数	内容
①声かけ・見守り	3	・独居老人宅への定期訪問
	3	・高齢者宅への傾聴訪問
	2	・買い物補助
	1	・高齢者等宅へシクラメン配り
	1	・見守りマップの作成 ※初作成
	1	・食改による配食弁当の配達を地区社協で実施
	1	・高齢者等宅への配食弁当作り
	1	・地区社協の活動と公民館活動の連携
	1	・郷土料理について教えてもらう
②玄関前の除雪	票数	内容
	4	・空家や独居老人宅前を除雪する
	2	・通学路の除雪
	1	・ちょっとり助け隊の活用
	1	・行政の除雪機を地区で借りる
	1	・ごみステーション等の除雪
③災害時の避難	票数	内容
	3	・災害時の避難経路の確認(町内ごとに)
	3	・防災訓練への参加
	1	・見守りマップの活用
	1	・避難場所への誘導
	1	・避難所開設時の連絡
	1	・平時からの災害予防パトロール



正院地区座談会

日 時：令和4年10月21日（金）

午後6時30分～午後7時30分

場 所：正院公民館 講堂

参加者：地区社協会員17名 市社協役職員5名

テーマ	地区社協でできること（やっていきたいこと）	
	票数	内容
①声かけ・見守り		
	6	・見守りマップの作成(老人会と連携) ※初作成
	1	・独居老人宅への定期訪問
	1	・高齢者等宅へのおはぎ、ティッシュ配り
	1	・高齢者等宅へ緊急時安心カードの配布
	1	・子ども会、敬老会、伝統継承教室の開催
	1	・通学路の見守り
②玄関前の除雪		
	1	・ごみステーション等の除雪
	1	・通学路の除雪(町内一斉に)
	1	・中高生の力を活用して除雪
	1	・公民館、集会場、海岸等の草刈りや清掃
③災害時の避難		
	2	・避難時の声かけの決め事(共通認識)
	2	・避難場所への誘導(区長会との連携)
	1	・避難場所や経路の整備
	1	・自主防災組織との連携
	1	・防災訓練への参加
	1	・災害時に備えた勉強会の実施
	1	・高齢者等宅へ緊急時安心カードの配布&活用
	1	・見守りマップの活用
	1	・避難所に防災用品等を入れる倉庫の設置(殿山)



蛸島地区座談会

日 時：令和4年11月9日（水）

午後6時00分～午後7時00分

場 所：蛸島公民館 和室

参加者：地区社協会員10名 市社協役職員5名

テーマ	地区社協でできること（やっていきたいこと）	
	票数	内容
①声かけ・見守り	7	・高齢者宅へのおはぎ、ティッシュ配り
	5	・独居高齢者宅への定期訪問
	4	・見守りマップの作成
	4	・子ども会、敬老会、伝統継承教室の開催
	3	・高齢者等宅へ緊急時安心カードの配布
	3	・通学路の見守り
	3	・子ども会、敬老会、伝統継承教室の開催
	2	・交通安全教室の開催
	2	・高齢者等宅への配食弁当作り
②玄関前の除雪	5	・空家や独居老人宅前を除雪する
	3	・通学路の除雪
	2	・ごみステーション等の除雪
	2	・行政の除雪機を地区で借りる
	1	・ちょっとり助け隊の活用
	1	・公民館、集会場、海岸等の草刈りや清掃
		・車での避難訓練の計画
③災害時の避難	5	・避難時の声かけの決め事（誰に～）
	4	・避難場所への誘導
	4	・防災訓練への参加
	3	・自主防災組織との連携
	2	・見守りマップの活用
	1	・高齢者等宅へ緊急時安心カードの活用



三崎地区座談会

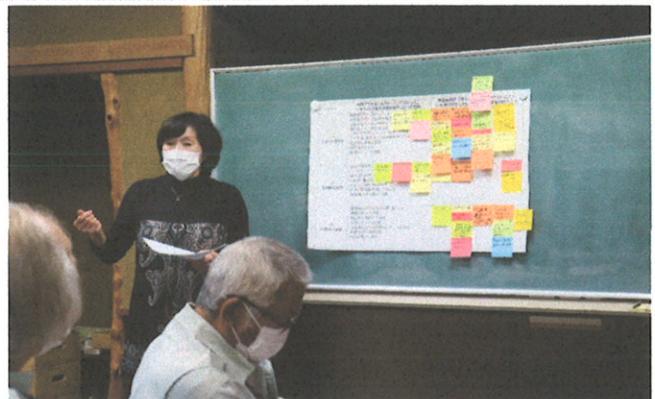
日 時：令和4年11月29日（火）

午後6時00分～午後7時00分

場 所：三崎公民館 和室

参加者：地区社協会員17名 市社協役職員4名

テーマ	地区社協でできること（やっていきたいこと）	
	票数	内容
①声かけ・見守り	6 5 5 3 1 1	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りマップの作成 ※初作成 ・高齢者等宅へのおはぎ、ティッシュ配り ・独居老人宅への定期訪問 ・いきいきサロン・オレンジカフェの開催(集い) ・熱中症予防パンフレットの配布 ・通学路の見守り
②玄関前の除雪	2 1 1 1 1 1 1	<ul style="list-style-type: none"> ・空家や独居老人宅前を除雪する ・ちょっとこり助け隊の活用(再編成) ・行政の除雪機を地区で借りる ・除雪機の共同購入、活用 ・ごみステーション等の除雪 ・集会場の草刈り(年4回) ・排雪所の設置
③災害時の避難	3 2 2 1 1 1 1	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等宅へ緊急時安心カードの活用 ・防災訓練への参加 ・避難場所への誘導 ・避難場所の確認 ・避難時の声かけ(電話連絡) ・災害時連絡マップの作成(誰にTELするか) ・街灯の点検



日置地区座談会

日 時：令和4年11月8日（火）

午後6時30分～午後7時30分

場 所：日置公民館 講堂

参加者：地区社協会員11名 市社協役職員5名

テーマ	地区社協でできること（やっていきたいこと）	
	票数	内容
①声かけ・見守り	2 1 1 1	<ul style="list-style-type: none"> ・独居老人宅への定期訪問 ・高齢者等宅への配食弁当作り ・見守りマップの作成 ・唐笠の伝言板を直してほしい
②玄関前の除雪	4 4 2 1 1	<ul style="list-style-type: none"> ・独居老人宅前を除雪する ・ごみステーション等の除雪 ・ちょっとこり助け隊の活用 ・行政の除雪機を地区で借りる ・公民館や集会場の除雪
③災害時の避難	2 1 1 1	<ul style="list-style-type: none"> ・近所への声かけ ・高齢者等宅へ緊急時安心カードの活用 ・自主防災組織との連携 ・災害発生時のサイレンの種類の確認



大谷地区座談会

日 時：令和4年10月20日（木）

午後6時00分～午後6時50分

場 所：大谷公民館 和室

参加者：地区社協会員15名 市社協役職員5名

テーマ	地区社協でできること（やっていきたいこと）	
	票数	内容
①声かけ・見守り	4 3 2 1 1	<ul style="list-style-type: none"> ・独居老人宅への定期訪問(新聞の確認) ・高齢者等宅へのおはぎ、ティッシュ配り＆配食 ・見守りマップの作成 ・可視的呼鈴の設置 ・いきいきサロン・オレンジカフェの開催
②玄関前の除雪	2 2 1 1 1	<ul style="list-style-type: none"> ・空家や独居老人宅前を除雪する ・ごみステーション等の除雪 ・公民館、集会場、海岸等の草刈りや清掃 ・除雪機の共同購入、活用 ・ちょっとり助け隊の活用
③災害時の避難	4 2 1 1 1	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りマップの活用＆見直し ・高齢者等宅へ緊急時安心カードの活用 ・防災訓練への参加 ・避難時の声かけの決め事（誰に～） ・避難困難者の個別避難計画の作成



若山地区座談会

日 時：令和4年11月17日（木）

午後7時00分～午後8時00分

場 所：若山公民館 和室

参加者：地区社協会員10名 市社協役職員5名

テーマ	地区社協でできること（やっていきたいこと）	
	票数	内容
①声かけ・見守り	3	・通学路の見守り
	3	・子ども会、敬老会、伝統継承教室の開催
	3	・高齢者等宅へのおはぎ、ティッシュ配り
	3	・見守りマップの作成 ※初作成
	2	・高齢者等宅への配食弁当作り
	2	・いきいきサロン・オレンジカフェの開催
	2	・独居老人宅への定期訪問
	1	・見守り情報交換会の開催
	1	・子どもから高齢者へのお便り作成
②玄関前の除雪	票数	内容
	4	・ちょっとこり助け隊の活用
	2	・行政の除雪機を地区で借りる
	1	・歩道の除雪
	1	・除雪時の声かけ、見守り
	1	・消火栓周りの除雪
③災害時の避難	票数	内容
	3	・防災用具の体験
	3	・見守りマップの活用 ※初作成
	2	・避難場所への避難方法の確認、共有
	1	・防災用具の体験
	1	・防災訓練への参加
	1	・避難時の声かけの決め事（誰に～）
	1	・避難所に来られた方の夜間見守り



3 アンケート調査結果報告

今年6月に震度6弱、震度5強の大規模地震が発生した際の避難行動等について把握・調査のため市内福祉団体、市民約1,000人を対象に配布。718人が回答。

災害時避難行動等に係るアンケート

下記アンケートにご協力をおねがいします。

【回答方法】該当する番号の前の□の中に✓を記入してください。

問1) あなたの性別について

- ①男性 ②女性

問2) あなたの年齢について

- ①64歳以下 ②65歳以上

問3) あなたの家族構成について(1つに☑)

- ①ひとり世帯 ②夫婦のみの世帯 ③2世代の世帯(親と子)
④3世代の世帯(親と子と孫) ⑤その他

問4) あなたのお住まいの地区について(1つに☑)

- ①宝立 ②上戸 ③飯田 ④直 ⑤正院
⑥蛸島 ⑦三崎 ⑧日置 ⑨大谷 ⑩若山

問5) 今年6月の大規模地震発生時の安否の連絡について

- ①自分から家族・親戚等へ連絡した ②家族・親戚等から連絡があった
③特になし

問6) 今年6月の大規模地震発生時の避難行動について

- ①避難所・避難場所へ行った ②家族・親戚等の家へ行った
③避難していない(自宅や職場等にいた)

問7) 災害時に避難をする場合の移動手段について

- ①徒歩・自転車で避難する ②自家用車を運転して避難する
③家族・親戚等の自家用車に同乗して避難する ④移動手段が無い

問8) 災害時の情報収集の方法について(複数☑可)

- ①防災無線 ②テレビ・ラジオ ③携帯電話・スマートフォン等
④家族・親戚等からの連絡

問9) お住まいの地域の避難所・避難場所について

- ①避難所・避難場所を知っている ②避難所・避難場所を知らない

問10) お住まいの地域の土砂災害警戒区域について

- ①土砂災害警戒区域を知っている ②土砂災害警戒区域を知らない

問11) 災害時の備えについて(複数☑可)

- ①非常食を用意している ②防災グッズを用意している
③家具等の固定をしている ④特にしていない

問12) 市社会福祉協議会にて設置・運営している災害ボランティアセンターについて

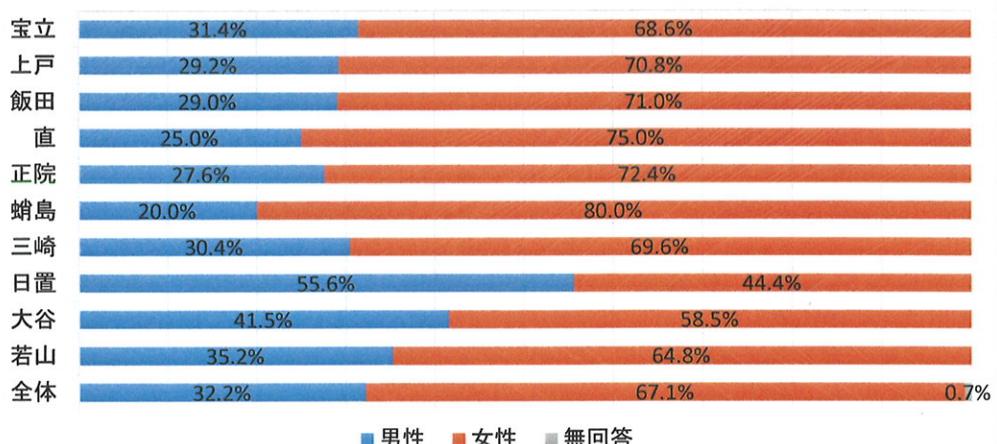
- ①知っている ②知らない

災害時避難行動等に係るアンケート【調査結果】

問1) あなたの性別について教えてください。

回答者の性別については、全体で「男性」が32.2% 「女性」が67.1%、無回答が0.7%となっています。

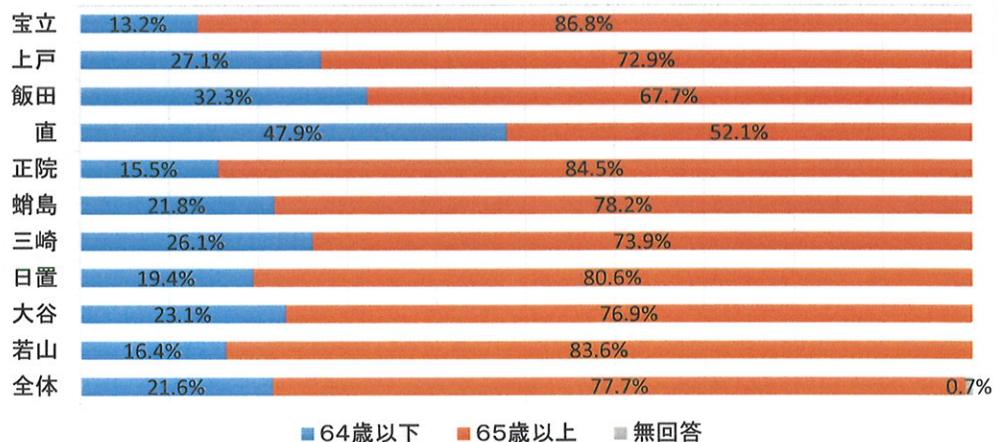
回答数
718



問2) あなたの年齢について教えてください。 (1つに囲)

回答者の年代については、全体で「64歳以下」が21.6%、「65歳以上」が77.7% 無回答が0.7%となっており、65歳以上で約8割を占めています。

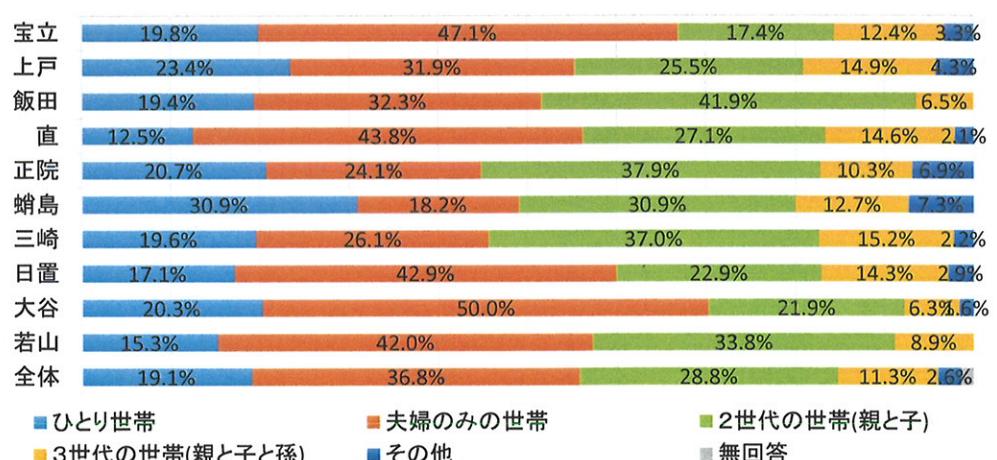
回答数
718



問3) あなたの家族構成について教えてください。 (1つに囲)

回答者の家族構成については、全体で「夫婦のみの世帯」が36.8%と最も多く、次いで「2世代の世帯(親と子)」28.8%となっています。

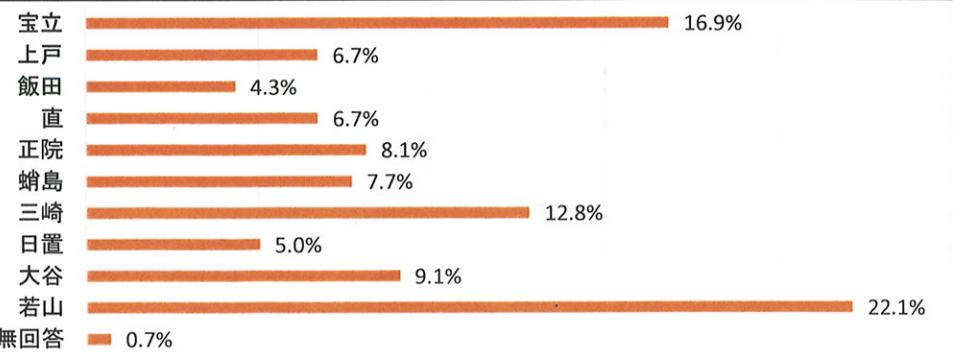
回答数
718



問4) あなたのお住まいの地区を教えてください。 (1つに囲)

回答者の地域については、「若山」が22.1%と最も多く、次いで「宝立」が16.9%となっています。

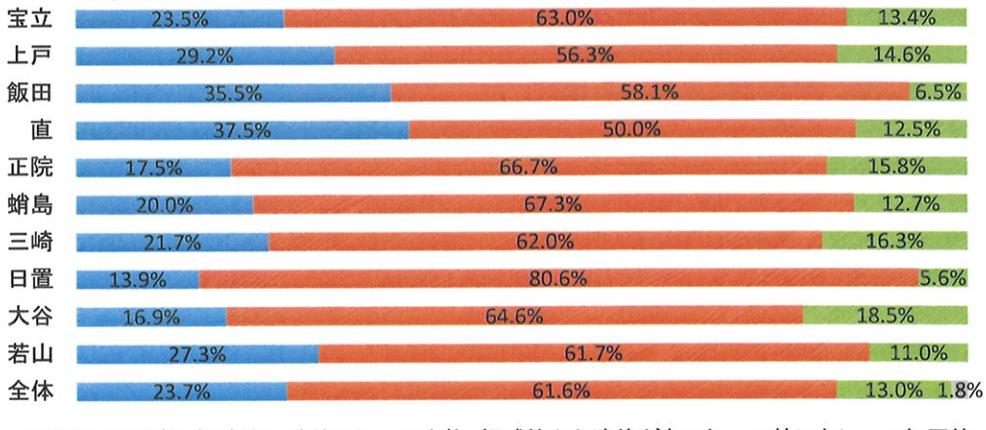
回答数
718



問5) 今年6月の大規模地震発生時の安否の連絡について

令和4年6月の大規模地震発生時の安否の連絡については、全体で「家族・親戚等から連絡があった」が61.6%で最も多く、次いで「自分から家族・親戚等へ連絡した」が23.7%となっています。

回答数
718

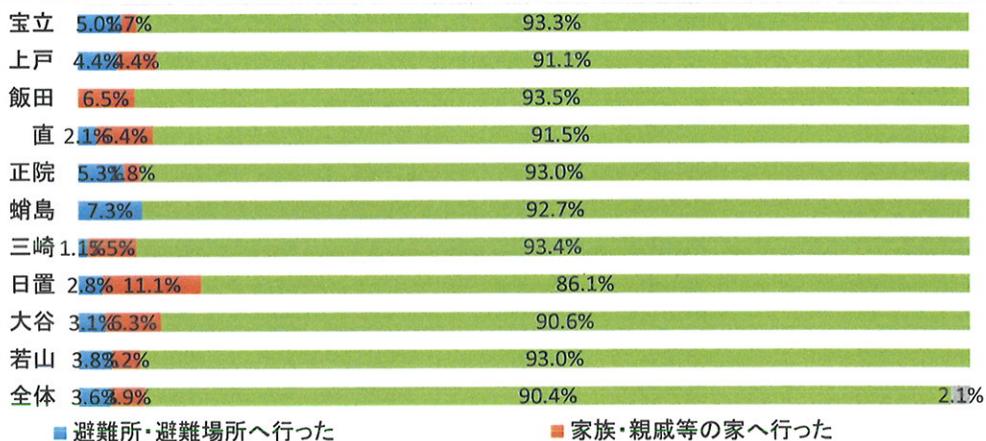


■自分から家族・親戚等へ連絡した ■家族・親戚等から連絡があった ■特になし ■無回答

問6) 今年6月の大規模地震発生時の避難行動について

令和4年6月の大規模地震発生時の避難行動については、全体で「避難していない(自宅や職場等にいた)」が90.4%で最も多く、次いで「家族・親戚等の家へ行った」が3.9%となっています。

回答数
718



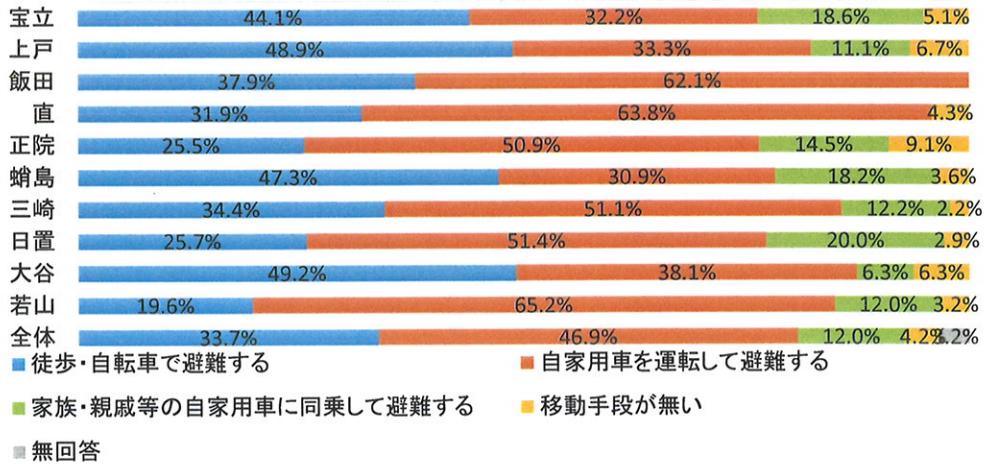
■避難所・避難場所へ行った ■家族・親戚等の家へ行った
■避難していない(自宅や職場等にいた) ■無回答

問7) 災害時に避難をする場合の移動手段について

災害時に避難をする場合の移動手段については、全体で「自家用車を運転して避難する」が46.9%で最も多く、次いで「徒歩・自転車で避難する」が33.7%となっています。

また、飯田・直地区については回答者の95.7%~100%の方が徒歩や自家用車等での避難と回答されました。

回答数
718



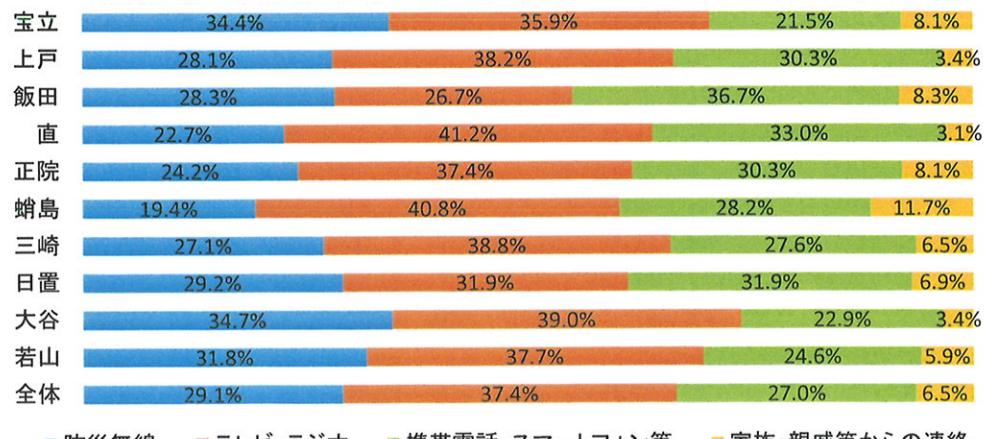
■徒歩・自転車で避難する ■自家用車を運転して避難する
■家族・親戚等の自家用車に同乗して避難する ■移動手段が無い
■無回答

問8) 災害時の情報収集の方法について(複数可)

災害時の情報収集の方法については、全体で「テレビ・ラジオ」が37.4%で最も多く、次いで「防災無線」が29.1%となっています。

また、比較的住宅が密集している地域では「防災無線」の回答数が少なく、「携帯電話・スマートフォン」の回答数が多くなっています。

回答者数
718



■防災無線 ■テレビ・ラジオ ■携帯電話・スマートフォン等 ■家族・親戚等からの連絡

問9) お住まいの地域の避難所・避難場所について

お住まいの地域の避難所・避難場所については、全体で「避難所・避難場所を知っている」が93.5%となっています。

回答数
718

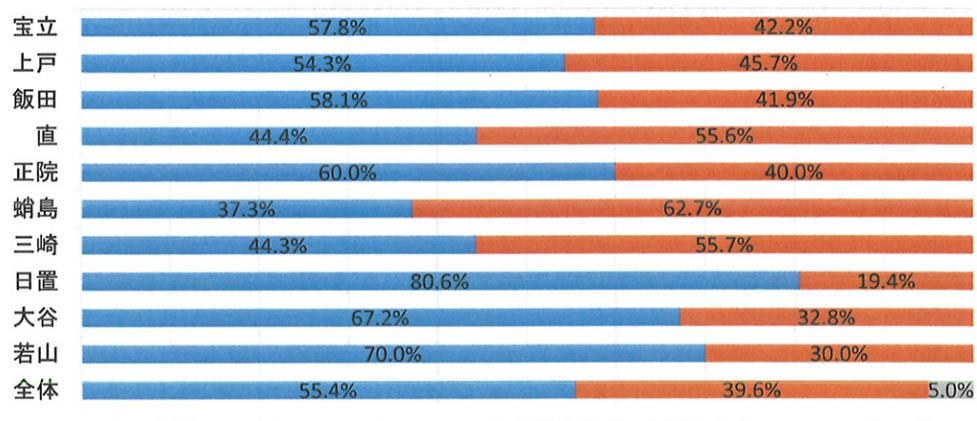


■ 避難所・避難場所を知っている ■ 避難所・避難場所を知らない ■ 無回答

問10) お住まいの地域の土砂災害警戒区域について

お住まいの地域の土砂災害警戒区域については、全体で「土砂災害警戒区域を知っている」が55.4%となっており、回答者の約半数が「土砂災害警戒区域を知らない」又は無回答でした。

回答数
718



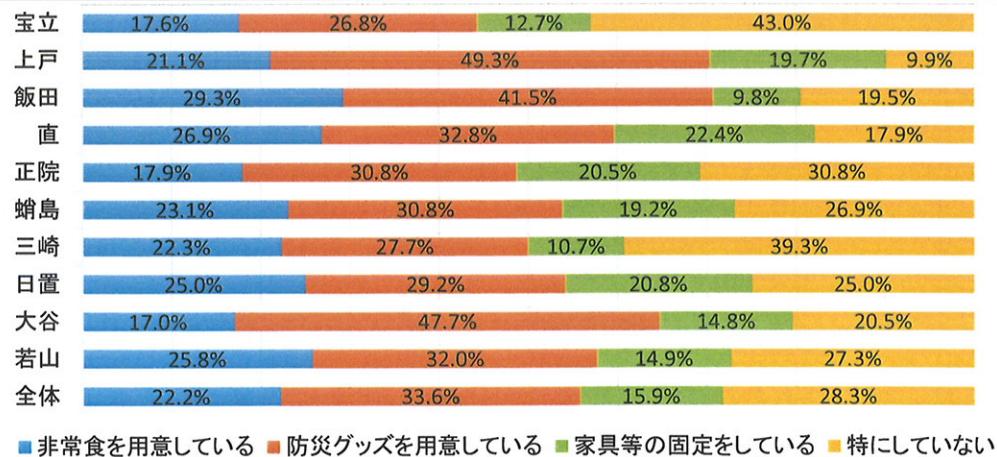
■ 土砂災害警戒区域を知っている ■ 土砂災害警戒区域を知らない ■ 無回答

問11) 災害時の備えについて(複数回答可)

災害時の備えについては、全体で「防災グッズを用意している」が33.6%で最も多く、次いで「特にしていない」が28.3%となっています。

上戸地区については防災に対する備えの割合が非常に高く、それに対し宝立・三崎地区については「特にしていない」の回答数が約4割なっています。

回答者数
718



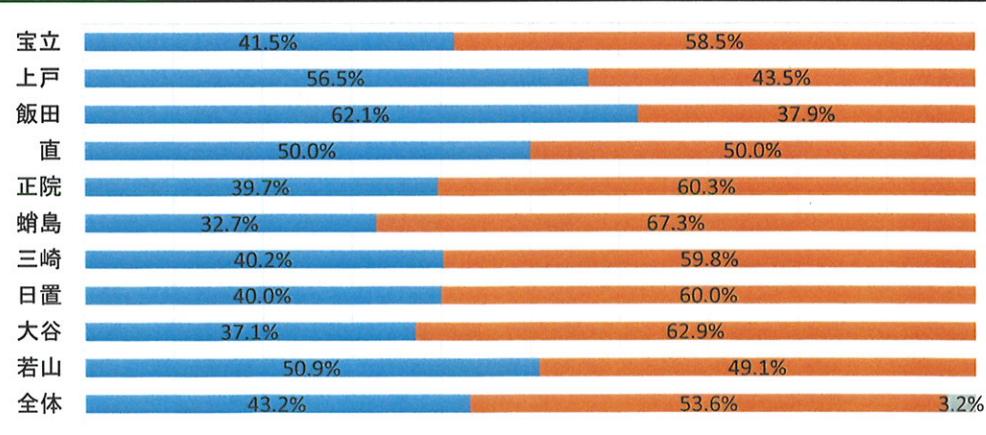
■ 非常食を用意している ■ 防災グッズを用意している ■ 家具等の固定をしている ■ 特にしていない

問12) 市社会福祉協議会にて設置・運営している災害ボランティアセンターについて

市社協にて設置・運営している災害ボラについて、回答者の約6割が「知らない」又は無回答でした。

上戸・飯田・直・若山などの災害ボラ近辺の地域では、比較的被害の多かった地域と重なった為か半数以上の回答者に認知されているのに対し、外浦方面では認知度が低い傾向でした。

回答数
718



■ 知っている ■ 知らない ■ 無回答

4. 珠洲市地域福祉活動計画要綱

(目的)

第1条 この要綱は、珠洲市社会福祉協議会が「第4次珠洲市地域福祉活動計画」を策定及び変更するために必要な事項を定めるものである。

(計画の必要性)

第2条 地域福祉は、地域住民、社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を経営する者が相互に協力して推進するものであり、社会福祉協議会はその中核を担うものである。活動計画は、珠洲市地域福祉計画の趣旨に基づき、地域福祉を推進する者が地域福祉の担い手として、自主的、自発的に地域福祉活動に取組むための指針とするものである。

(策定の方法)

第3条 活動計画の策定は珠洲市が策定した「第3次珠洲市地域福祉計画」の趣旨に基づいて策定するものとする。

(策定委員会の設置)

第4条 活動計画を策定するため、別紙要綱により第4次珠洲市地域福祉活動計画策定委員会を設置する。

(策定期間)

第5条 第4次珠洲市地域福祉活動計画策定期間は、令和4年8月30日～令和5年3月31日までとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和4年8月30日から施行する。

5. 珠洲市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、第4次珠洲市地域福祉活動計画策定委員会（以下、「委員会」という。）の設置、運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設 置)

第2条 第4次珠洲市地域福祉活動計画（以下、「計画」という。）策定にあたり、福祉関係者、珠洲市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）役職員等の意見を反映させるため、第4次珠洲市地域福祉活動計画策定委員会を設置する。

(任 務)

第3条 委員会は次の事項を調査、審議する。

- (1) 計画の策定及び変更に必要なニーズの把握や課題の整理、分析等
- (2) 計画の策定及び変更への意見具申
- (3) その他、計画の策定及び変更に必要な事項

(組 織)

第4条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次の掲げる者の中から、本会会長（以下、「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 福祉、保健関係者
- (3) 地域団体の代表者
- (4) 行政関係者
- (5) その他、会長が必要と認める者

3 委員会は、審議する事項について専門的な見地から助言を受けるため、アドバイザーを置くことができる。

(任 期)

第5条 委員の任期は、会長が委嘱する日から令和5年3月31日までとする。

補欠によって就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に、委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は委員長が必要に応じ委員を招集し、開催する。

- 2 委員会の議長は、委員長が務める。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員会が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本会事務局総務管理課で行う。

(実費弁償)

第9条 策定委員の実費弁償は、本会役員・評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程に基づき、委員会1回につき2,800円とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和4年8月30日から施行する。

6. 珠洲市地域福祉活動計画策定委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	◎泉谷 信七	珠洲市区長会連合会	
2	○宗末 勝一	珠洲市老人クラブ連合会	
3	床坊 勝男	珠洲市身体障害者福祉協議会	
4	太佐 初美	珠洲市各種女性団体連絡協議会	
5	若山 博行	珠洲市民生委員児童委員協議会	
6	宮野 修	社会福祉法人 すず椿	
7	山口 正栄	珠洲市福祉課	
8	大貫 千賀子	珠洲市社協ボランティアセンター運営委員会	
9	前山 富美子	市民の代表者	
10	上野 哲司	市民の代表者	

◎委員長 ○副委員長

(敬称略、順不同)

7. 計画策定の経過

計画づくりの準備

課題の整理・計画の素案作成

令和4年 8月30日(火) 会場:健康増進センター	第1回策定委員会	<p>①委嘱状交付(策定委員10名)</p> <p>②策定委員会委員長及び副委員長の選出 委員長:泉谷 信七 氏(市区長会連合会副会長) 副委員長:宗末 勝一 氏(市老人クラブ連合会会长)</p> <p>③第3次株洲市地域福祉活動計画実施状況について</p> <p>④第4次株洲市地域福祉活動計画策定スケジュールについて</p> <p>⑤計画の基本理念、基本目標、取り組みの方向は第3次計画から引き継ぐ。</p>
9月13日(火) ~10月31(月) 10月19日(水) ~11月29日 (水)	アンケート調査票の配布 10地区座談会	<p>6月の大規模地震の際の避難行動等について調査を実施 配布数:約1,000枚 回答数:718枚</p> <p>地域の現状を知るため、市民のみなさんの声をお聴きしました。</p> <p>会場:10地区公民館 参加者総数:137名</p> <p>《 座談会での主な意見 》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地区社協でできること <ul style="list-style-type: none"> ・独居高齢者宅への定期訪問 ・見守りマップの作成 ・独居高齢者宅の玄関前の除雪 ・防災訓練への参加
11月30日(水)	市社協理事会	地域福祉活動計画策定経過報告
令和5年 2月9日(木) 会場:健康増進センター	第2回策定委員会	<p>①座談会実施報告 <ul style="list-style-type: none"> ・座談会の意見をもとに、各地区の現状を集約 ・現状から計画に盛り込むべき課題について検討 </p> <p>②アンケート調査結果報告 災害時避難行動等に係るアンケートをもとに、事業内容に災害時等を盛り込む</p> <p>③地域福祉活動計画(素案)について <ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本理念、基本目標、取り組みの方向は第3次計画から引き継ぐ ・具体的取り組みは、現状と課題により一部修正・変更 </p> <p>④パブリックコメントの募集 ホームページにて、素案を公開し2月15日(水)まで意見を募集</p>

2月17日(金) 会場:健康増進センター	第3回策定委員会	地域福祉活動計画(原案)について ・計画(原案)の確認と修正	
2月22日(水)	答申	策定委員長から社会福祉協議会長へ提出	
2月22日(水)	市社協理事会	『第4次珠洲市地域福祉活動計画』報告	
3月 8日(水)	市社協評議員会	『第4次珠洲市地域福祉活動計画』報告	

8. 用語集

あ 行

● アウトリーチ

手を伸ばすという意味の英語から派生して、働きかけることや援助すること。援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。

● SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略で、インターネットや携帯回線を通じてオンライン上で登録された利用者同士が交流できる会員制サービスのこと。ツイッター（Twitter）フェイスブック（Facebook）ライン（LINE）など。

● NPO 法人

「特定非営利活動促進法（NPO 法）」により法人格を認証された民間非営利団体。さまざまな分野で社会貢献活動を行っている。福祉分野でも活動を展開し、地域福祉の向上に大きな役割をはたすものと期待されている。

か 行

● 介護保険

高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組み。介護保険制度の被保険者は、65歳以上（第1号被保険者）と40歳～64歳（第2号被保険者）で、65歳以上の人には原因を問わず要支援・要介護状態となった場合、また、40歳～64歳の人は加齢による特定疾病（末期がんや関節リウマチなど）が原因で要支援・要介護状態になった場合に介護保険サービスを受けることができる。運営主体（保険者）は市町村（2000年4月より実施）。

● 介護予防

高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）こと。要介護状態になつても状態がそれ以上重度化しないように維持・改善を図ることであり、すべての高齢者を対象に生活機能の維持・向上に向けた取り組み。

● 核家族化

夫婦とその未婚の子どもで構成される家族のこと。ただし夫婦のみの世帯や一人親世帯も含まれる。

● 共同募金

毎年1回、厚生労働大臣の定める期間（10月1日から3月31日）に行う寄付金の募集で、地域福祉の推進を図るために、民間の社会福祉施設や福祉活動団体、生活困窮者などに分配される。「赤い羽根共同募金」と「歳末たすけあい募金」の2種類があり、シンボルとして赤い羽根が使われる。

● ケアマネージャー（介護支援専門員）

介護保険制度で、要支援・要介護認定を受けた人からの相談を受け、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等を取りまとめる者（略称ケアマネ）。

● 傾聴ボランティア

話し相手の気持ちに寄り添い、苦しみや悩みをじっくり聞くことで、相手の心を癒し、孤独や不安を軽減させる手助けをするボランティア。

● キーパーソン

地域社会や人間関係の中で、とくに大きな影響を全体に及ぼす「鍵となる人物」のことをいう。

●近助

近所や地域で助け合うこと。お隣さんとの助け合い。

●高齢化社会

総人口に対して高齢者（65歳以上の人）の割合が高くなっている社会。

●高齢化率

総人口に占める65歳以上の人囗の割合。

●互助

互いに助け合うこと。相互扶助。

●孤立

自分からまわりの人々との接触をさけ、結果的に誰からも敬遠されるようになってしまふ状態をいう。最近では認知症高齢者のゴミ屋敷問題や、最悪の場合は誰にも気づかれることなく亡くなってしまう孤立死の問題がおこっている。

さ 行

●災害時要援護者マップ

災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等）を把握するためのもの。

●歳末たすけあい募金

共同募金会が行う共同募金の一環で、期間は毎年12月1日から31日までとなっている。かつての生活困窮者に対する見舞金というイメージからその活用方法も見直され、地域福祉の推進を図るための募金と位置づけられている。

●支えあいマップ

住民による支えあいを育むため、地域の社会資源や地域住民同士のつながりや日頃の支えあいの関係を丁寧に聞き取り、記した地図。

●サロン

地域住民が気軽に集える場所をつくることを通じて、地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」をするための活動。

●シェアハウス

個室とは別に、共同利用できる共有スペースを備えた賃貸住宅のこと。

●自主防災組織

地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織。

●自助・共助・公助

自助（自らの努力でなすこと）、共助（地域などで助け合うこと）、公助（行政等が公的援助を提供すること）。

●社会福祉協議会（社協）

社会福祉法（第109条）の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする民間の社会福祉団体。市町村及び都道府県を単位として設置される。

●社会福祉法

日本の社会福祉の目的・理念・原則と対象者別の各社会福祉関連法に規定されている福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律。

●主任児童委員

民生児童委員として委嘱されている人の中で、それぞれの地域の児童委員と連携し、児童福祉に関する活動を専門的に行っている人。

●少子高齢化

出生率が低下する一方、平均寿命が伸びたことによって、人口全体に占める子どもの割合が低下し、高齢者の割合が高まること。

● 心配ごと相談

広く住民の日常生活に関するあらゆる問題の相談に応じ、適切な助言、指導を行うことを目的として、社会福祉協議会の中に設置された民間の福祉機関。相談員は、民生委員・児童委員、人権擁護委員、調停委員が当たる。

● すずちゃん



珠洲市社協マスコットキャラクターのすずちゃんです！よろしくお願ひします。

市の鳥ウグイスがモチーフ。すずちゃんはとっても優しい心の持ち主で、誰もが安心して暮らせるように願っている。頭にはピンクの椿の大輪の帽子。椿のめしべは幸せの鈴になっていて、歩くたびにリン♪リン♪とかわいい音が鳴り、人々に幸せを運びます。

● 生活・介護支援センター

介護保険などの行政サービスと、地域の日常的な支えあいのすき間を埋め、地域で暮らす高齢者や障がい者の生活を支えるために必要な知識を学び、技術を身につけ地域での見守り・助けあい活動をする人。

● 青年福祉員

地区社会福祉協議会の組織の一員として、児童の健全育成のために活動している人。

た 行

● 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きが

い、地域とともに創っていく社会

● 地域福祉活動計画

社会福祉協議会（社協）が、市民や様々な機関・団体と連携・協働しながら地域福祉活動を進めるためにつくる民間の社会福祉計画。

● 地域福祉計画

社会福祉法第107条に規定された公的な計画で、公的福祉サービスを中心とする、行政施策や地域福祉のしくみづくりなど地域福祉を推進するための施策展開の基本となるもの。

● 地域福祉推進員

近隣の住民に一声かけたり、民生委員・児童委員やボランティア、地区社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会などと協力して、地域の福祉問題（ニーズ）を発見し、解決に結びつけるなどの役割がある。

● 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、介護予防、介護保険、地域の保健・福祉・医療サービス等をケアマネジメントし、高齢者の生活を総合的に支える機関。

● 地区社会福祉協議会（地区社協）

自分たちの生活する地区的福祉課題やニーズを主体的に捉え、住民自らが、その課題の解決に向けてお互いに協力し、さまざまな福祉活動を展開している任意の団体。

地域住民や町内会、民生委員・児童委員、ボランティア、学校関係、児童・障がい・高齢者関係の社会福祉施設等の各機関や団体、個人等によって構成される。

● ちよっこり・たすけ隊

日常の小さな困りごとに対して、『できる人が、できる時に、できることを』手助けし、その積

み重ねにより要支援者の存在を把握して、いざ！という時に地域の避難弱者を助けようというシステム。

な 行

ニーズ

必要。要求。需要。

認知症

一度獲得された知能が、後天的な脳の器質的障がいにより持続的に低下したり、失われること。2004（平成16年）年の厚生労働省の用語検討会によって「痴呆」の語が廃止され「認知症」に置き換えられた。

認知症センター

認知症について正しく理解し、認知症の人と出会ったときに適切な対応をすることができ、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する応援者。

ネットワーク

社会福祉の分野では、地域における住民同士の連絡網のこと、地域福祉の重要な要素。

ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通に生活を送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそが自然な状態であるという考え方。福祉の最も重要な理念。

は 行

ふれあいサロン

閉じこもり防止、仲間づくりなどの場として地域を拠点に、住民とボランティアが共に集い、多様な内容で展開されている活動。

防災士

社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのため十分な意識・知識・技能を有するものとして、NPO法人日本防災士機構が認定した人。

ホームページ

インターネット上にある様々な情報をコンテンツとして提供するデータベース。政府機関や自治体による情報提供をはじめとして、民間企業による自社活動の紹介や商品のPR、個人による情報の発信などに利用されている。

ボランティア

他人や社会のために自発的な善意の意思で、無償の奉仕活動を行う人。

ボランティア協力校

福祉体験活動事業を中心としたボランティア活動をすすめる学校。

ボランティアコーディネーター

社会福祉協議会などのボランティアセンター や、施設・企業・学校などのボランティア活動推進団体などに配置される専門職。

ボランティアセンター

ボランティア活動への理解を深め、参加を促進するための拠点としての機関。社会福祉協議会に設置されている。

ま 行

見守りネットワーク

小地域を単位として近隣の人や関係機関が、見守り・声かけ活動等を行い、誰もが安心して住みなれた地域で、暮らせるような地域づくり、まちづくりを進める活動。

● 民生委員・児童委員

社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務としている。

● 民生委員児童委員協議会（民児協）

民生委員の組織で、民生委員の連絡協議機関。

や 行

● 要援護者

高齢者世帯、要介護者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人といった災害時にひとりで避難が難しい住民のこと。

● 要介護認定

介護給付を受けようとする被保険者が、給付要件を満たしているかどうかを確認するために保険者である市町村が行う認定。

ら 行

● 老人クラブ

同一小地域内に居住するおおむね60歳以上の人があつて知識と経験を生かし、生きがいと健康づくりのため、会員となって結成する自主的な組織。

第4次 珠洲市地域福祉活動計画

発行：社会福祉法人 珠洲市社会福祉協議会

住所：927-1214 石川県珠洲市飯田町5部9番地

TEL：(0768) 82-7751 FAX：(0768)82-8280

URL：<http://www.suzushi-syakyo.or.jp/>

E-mail：s.shakyo172051@lime.ocn.ne.jp

発行年月：令和5年3月

